

新旧対照表

新	旧
<p><b>1. 地域再生計画の名称</b> 「自然と共存の郷」清流再生計画</p> <p><b>2. 地域再生計画の作成主体の名称</b> 栃木県那須烏山市</p> <p><b>3. 地域再生計画の区域</b> <u>那須烏山市の全域</u></p> <p><b>4. 地域再生計画の目標</b> 那須烏山市は、首都圏内である栃木県の東部に位置し、面積は174.42 km<sup>2</sup>、人口は32,048人（平成17年4月1日現在）である。<u>国勢調査による人口推移は、平成2年の33,699人から平成7年には164人減少する33,535人となっている。さらに平成12年には32,790人となり、この10年間の減少率は2%（909人）を超える状態にある。その老年人口は23.6%という高齢化社会となり、同時に地域の「にぎわい」を失いかけている。</u> 水の郷百選に認定されている本市において、市の東部を縦貫する那珂川は「鮎釣り」や「やな漁」のシンボルとして広く知られており、最近はその中心にカヌーやパラグライダーに加えアドベンチャーベンチャーレースの全国大会会場にもなるなど貴重な観光資源である。しかし近年、都市化の影響で未処理の生活雑排水が流入し、かつての清流の面影が薄れてきているのが現状である。 本市では、<u>生活排水を処理するために平成3年からは旧南那須町の中心部で特定環境保全公共下水道事業を、平成6年からは旧烏山町の中心部で公共下水道事業を、同じく平成6年から興野地区で農業集落排水事業を、平成3年から市全域で浄化槽設置整備事業(個人設置型)を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、28.8%までに達</u></p>	<p><b>1. 地域再生計画の名称</b> 「自然と共存の郷」清流再生計画</p> <p><b>2. 地域再生計画の作成主体の名称</b> 栃木県那須烏山市</p> <p><b>3. 地域再生計画の区域</b> <u>栃木県那須烏山市の一部（旧烏山町）</u></p> <p><b>4. 地域再生計画の目標</b> 那須烏山市は、首都圏内である栃木県の東部に位置し、面積は174.42 km<sup>2</sup>、人口は32,048人（平成17年4月1日現在）である。<u>国勢調査による旧烏山町の人口推移は、平成2年の21,058人から平成7年には770人減少する20,288人となっている。さらに平成12年には19,408人となり、この10年間の減少率は7%（1,650人）を超える状態にある。その老年人口は24.9%という高齢化社会となり、同時に地域の「にぎわい」を失いかけている。</u> 水の郷百選に認定されている本市において、市の東部を縦貫する那珂川は「鮎釣り」や「やな漁」のシンボルとして広く知られており、最近はその中心にカヌーやパラグライダーに加えアドベンチャーベンチャーレースの全国大会会場にもなるなど貴重な観光資源である。しかし近年、都市化の影響で未処理の生活雑排水が流入し、かつての清流の面影が薄れてきているのが現状である。 <u>旧烏山町では、生活排水を処理するために平成6年からは旧烏山町の中心部で公共下水道事業を、同じく平成6年から興野地区で農業集落排水事業を、平成3年から浄化槽設置整備事業（個人設置型）を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、29.5%までに達しているものの、まだまだ推進していかなければならない状況である。</u></p>

新	旧
<p>しているものの、まだまだ推進していかなければならない状況である。</p> <p>このため污水处理施設を一層促進し、本市観光の生命線でもある那珂川の清流を再生することにより、従来のレジャーに限らず、川の可能性を最大限に活かして「自然の中で自分の時間を楽しむ」「川を丸ごと学ぶ」といった体験の拠点として、那珂川流域連携協議会や川の駅と連携し、那珂川のPRを行っていくと共に、水辺体験を通じた人材育成やカヌー等の自然体験活動を積極的に展開することにより交流人口の増加を図る。また、それが地域の「にぎわい」を取り戻し、地域再生へ結びつくことを目指す。</p> <p>(目標1)污水处理施設の整備の促進 那須烏山市污水处理人口普及率を <u>28.8%</u> から <u>40.7%</u> に向上するために施設整備を促進する</p> <p>(目標2)那珂川を活かした交流人口の確保 <u>現在年間 19,300 人の那珂川関連交流人口を 30,000 人まで拡大する。</u></p> <p><b>5 . 目標を達成するために行う事業</b> <b>5 - 1 全体の概要</b> (略)</p>	<p>このため污水处理施設を一層促進し、本市観光の生命線でもある那珂川の清流を再生することにより、従来のレジャーに限らず、川の可能性を最大限に活かして「自然の中で自分の時間を楽しむ」「川を丸ごと学ぶ」といった体験の拠点として、那珂川流域連携協議会や川の駅と連携し、那珂川のPRを行っていくと共に、水辺体験を通じた人材育成やカヌー等の自然体験活動を積極的に展開することにより交流人口の増加を図る。また、それが地域の「にぎわい」を取り戻し、地域再生へ結びつくことを目指す。</p> <p>(目標1)污水处理施設の整備の促進 <u>旧烏山町污水处理人口普及率を 29.5% から 44.9% に向上するために施設整備を促進する</u></p> <p>(目標2)那珂川を活かした交流人口の確保 <u>現在年間 19,300 人の旧烏山町交流人口を 30,000 人まで拡大する。</u></p> <p><b>5 . 目標を達成するために行う事業</b> <b>5 - 1 全体の概要</b> (略)</p>

新	旧
<p><b>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業</b> 整備箇所は、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>[事業主体] ・いずれも那須烏山市</p> <p>[施設の種類] ・公共下水道、浄化槽</p> <p>[事業区域] ・公共下水道 那須烏山市中央地区、金井地区、南地区、初音地区及び野上地区 ・浄化槽 <u>那須烏山市全域(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の区域を除く)</u></p> <p>[事業期間] 公共下水道 平成17年度～21年度 浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度</p> <p>[整備量] ・公共下水道 <u>150～300</u> L = 9,053m <u>水処理施設 1箇所</u> ・浄化槽(個人設置型) <u>595基</u></p> <p>なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。 公共下水道：事業実施地区で1,853人 浄化槽：<u>那須烏山市全域(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の区域を除く)</u>で1,808人</p> <p>[事業費] 公共下水道 655,000千円</p>	<p><b>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業</b> 整備箇所は、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>[事業主体] ・いずれも那須烏山市</p> <p>[施設の種類] ・公共下水道、浄化槽</p> <p>[事業区域] ・公共下水道 那須烏山市中央地区、金井地区、南地区、初音地区及び野上地区 ・浄化槽 <u>那須烏山市旧烏山町全域(公共下水道、農業集落排水の区域を除く)</u></p> <p>[事業期間] 公共下水道 平成17年度～21年度 浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度</p> <p>[整備量] ・公共下水道 <u>200～300</u> L = 9,053m ・浄化槽(個人設置型) 5人槽 <u>117基</u> 7人槽 <u>227基</u> 10人槽 <u>13基</u></p> <p>なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。 公共下水道：事業実施地区で1,853人 浄化槽：<u>那須烏山市旧烏山全域(公共下水道、農業集落排水の区域を除く)</u>で1,084人</p> <p>[事業費] 公共下水道 655,000千円</p>

新		旧	
	(うち、交付金 327,500千円)		(うち、交付金 327,500千円)
	単独事業費 331,000千円		単独事業費 331,000千円
内訳	管渠事業費 635,000千円	内訳	管渠事業費 635,000千円
	(うち、交付金 317,500千円)		(うち、交付金 317,500千円)
	処理場事業費 20,000千円		処理場事業費 20,000千円
	(うち、交付金 10,000千円)		(うち、交付金 10,000千円)
浄化槽(個人設置型)	<u>238,095千円</u>	浄化槽(個人設置型)	<u>141,462千円</u>
	(うち、交付金 79,365千円)		(うち、交付金 47,154千円)
合計	<u>893,095千円</u>	合計	<u>796,462千円</u>
	(うち、交付金 406,865千円)		(うち、交付金 374,654千円)
	単独事業費 331,000千円		単独事業費 331,000千円
<b>5 - 3 その他の事業</b>		<b>5 - 3 その他の事業</b>	
(略)		(略)	
<b>6 . 計画期間</b>		<b>6 . 計画期間</b>	
(略)		(略)	
<b>7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項</b>		<b>7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項</b>	
(略)		(略)	
<b>8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</b>		<b>8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</b>	
(略)		(略)	